

議案第 6 9 号

南丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年南丹市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（最低基準の目的等） 第3条 （略） 2 市_____は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 （最低基準と乳児等通園支援事業者） 第4条 （略） 2 （略） 3 市長_____は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	（最低基準の目的等） 第3条 （略） 2 <u>教育委員会</u>は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 （最低基準と乳児等通園支援事業者） 第4条 （略） 2 （略） 3 <u>教育委員会</u>は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条</u>

(職員の基準) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長_____が行う研修(市長_____が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 (略)	<u>の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (職員の基準) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として<u>教育委員会</u>が行う研修(<u>教育委員会</u>が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 (略)
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条第3項及び第22条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。